

消 防 危 第 143 号
令和元年 9 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について

令和元年 8 月 27 日からの大雨に伴う佐賀県の鉄工所からの危険物流出事故を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、ハザード地区における危険物施設の流出防止対策を促進するため、消防庁では内閣府、経済産業省及び国土交通省と連携し、「風水害発生時における危険物保安上の留意事項について」（平成 30 年 9 月 27 日付け消防危第 179 号）に示される留意事項を含めた風水害発生時における危険物保安上の留意事項をとりまとめ、関係事業者団体に対し別添のとおり周知しましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、このことについては、内閣府、経済産業省及び国土交通省より、それぞれ関係機関等に対して通知されていることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、小島、大西

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534